



産業建設常任委員会

7月14日

雪国観光圏の事業展開についての調査

雪国観光圏は3県7市町村で構成され、平成20年10月観光庁発足と同時に認定された。主な事業は観光の地域づくり、共同プロモーション、インバウンド誘致と受入体制整備、企業との協働事業、着型旅行商品造成販売等に取り組み、トップランナーとして、関係方面から高い評価を受けている。

平成23年度からは、着型旅行商品の造成販売を行う組織づくり(観光地域づくりプラットフォーム)の支援に変わり、プラットフォーム第1号として雪国観光舎を設立し、着地型旅行商品を扱う旅行者者として事業を開始している。

○雪国観光圏事務局

構成する7市町村を束ね「広域」と異業種」の枠組みで連携を促進しながら「地域のブランド価値を創造」する。

○雪国観光舎

旅行商品の開発、お客様向けのビジネスを展開する事業実施者として、事業者と事業者を結びつけて事業を企画し、雪国観光圏の顧客

の利便性と価値を提供する旅行会社である。

会員による観光協会からお客様のための旅行案内所へ、お客様への価値創造への実現をはかり、観光立町として生き残る方策であり、旅館組合と雪国観光舎が一体として進められている。

委員からの質疑、意見

- ・温度差、標高差による季節感の違いなど素晴らしい素材がある。その検証を。
- ・事務局、観光舎の人員体制は充分か。
- ・緊急雇用対策費の終了後の体制は。
- ・母体が湯沢温泉商業協同組合であるが、湯沢町観光協会の法人化を受けて母体を観光協会に移管することが必要ではないか。

等多くの質疑、意見が出された。

湯沢町観光協会法人化についての調査

「法人化についてプロジェクトチームを設け、最重要課題として広範囲な議論と対策を検討する。」ことが、平成22年6月の観光協会総会において承認。

観光協会の総務委員会(会長・副会長・専務理事・常務理事・事務局)で法人化検討委員会をつくり検討、6月の定期総会で一般社団法人湯沢町観光協会設立並びに具体的手続きに向けての準備作業が承認された。

○湯沢町観光協会法人化の概要

- ・名称 一般社団法人 湯沢町観光協会
- ・目的 湯沢町における観光事業の振興を図り、地域経済及び地域文化の発展並びに公共の福祉に寄与することを目的とする。

- ・理事 各地区選出理事
- ・常務理事 現行の総務委員会メンバー

○設立総会

平成23年9月上旬

○設立後の検討課題

- ・旅行業登録 第3種旅行業取得
- ・収益事業 宿泊斡旋紹介事業、広告取扱事業、受託事業、物販事業
- ・インフォメーション事業

緊急雇用創出事業による臨時職員として採用されているが、この制度が平成23年度を持って終了する。関係機関と協議を進め対策をとる必要がある。